

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

◆ 特集 I ◆ ◆ ◆ ◆

加齢による運動機能変化を測定
転倒予防のトレーニング指導行う
プレス工業

◆ 特集 II ◆ ◆ ◆ ◆

ロープ高所作業
墜落災害撲滅へ安全強化を
東京ビルメンテナンス協会
東京ガラス外装クリーニング協会

◆ ニュース ◆ ◆ ◆ ◆

デジタコ義務化視野に
国交省など 持続可能な物流実現検討会

労働災害動画 配信はじめました!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



No.2431

8

1日号

2023



コロナ禍の販売不振で円形脱毛症に

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 福岡会
社会保険労務士法人 豊永経営労務事務所

代表社員 豊永 健雄

第355回

■ 災害のあらまし ■

紳士服販売会社部長A（50歳）は、クールビズの普及による紳士服離れをきっかけにした販売不振に加え、コロナ禍によるテレワークの加速による販売不振も重なり、将来を思い悩む日が続き、散髪に行ったところ後頭部に1か所5円玉程度の大きさで円形に脱毛していることが分かった。

■ 判断 ■

皮膚科を受診し、円形脱毛症と診断されたが、医師から「円形脱毛症の原因は、ひと昔前まではストレスにより発症すると言われてきたし、今もストレスはきっかけの一つではあるが、毛根組織に免疫機能の異常が生じ発症する説が有力で、誰しも一生のうちに1回は円形脱毛症になってもおかしくない」といわれ、労災申請しなかった。

■ 解説 ■

医師の発言を聞くと職場のストレス＝円形脱毛症とはいいい切れないが、本人からすれば証明はできないがプライベートで思い悩むようなこともなかったことから、円形脱毛症＝仕事のストレスだと考え、労災申請するつもりで病院受診したが、結局、労災申請をしなかった。そのため労働基準監督署による判断は不明だが、仮に労災申請していたらどうなっていたのであろうか？ 今回のケースとまったく同じケースではないが、平成28年労第115号の傷病補償年金不支給に対する再審査請求が棄却された事例を紹介する。

〈請求人は、昭和〇年〇月にA所在のB会社（以下「会社」という）に採用され、以降、複数の部署において主として造機建設技術職として勤務した。請求人は、平成

○年○月に○課に配置換えとなり、計装電気設計職として勤務することとなったが、平成○年○月初旬頃から眉毛の脱毛や頭痛等を自覚するようになり、同年○月○日、C病院心療内科に受診し、「脱毛症、うつ状態、自律神経失調症」の診断を受け、脱毛症に関しては、同月○日より同院皮膚科にて加療した。その後、「自律神経失調症」により平成○年○月○日から同年○月○日まで休職し、平成○年○月○日にD病院に受診し、「脱毛症」との診断を受け、翌○日にはEクリニックに受診し、「抑うつ状態（重症の不眠症と身体表現性自律神経機能不全障害）」と診断され、同年○月○日から同月○日まで休職し、通院加療を行った。請求人は、これらの傷病は業務上の事由により発病したとして、D病院で受けた療養の給付を労働基準監督署長（以下「監督署長」という）に請求したところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだところ、当審査会は、平成○年○月○日付けで原処分を取り消す旨の裁決をした（平成21年労第463号）。監督署長は、上記当審査会の裁決を受け、平成○年○月○日付けで、請求人に対して療養補償給付を支給する旨の処分をした。請求人はその後、請求人に発病した傷病の状態が傷病等級に該当するとして、監督署長に傷病補償年金給付を請求したところ、監督署長は、労災保険法第12条の8第3項に基づき傷病補償年金の支給の可否について調査を行い、その障害の状態は、労働者災



害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第2の傷病等級表に定められているいずれの等級にも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

紹介した事例をみると、傷病補償年金給付は支給されなかったが療養の給付は認められていることから、「脱毛症の治療であれば、労災申請が認められる可能性はある」と会社担当者を通じ部長Aへ伝えてもらった。だが、Aは当初から「労災は無理だろう」と思いつつ会社へ申し出たようで、会社も同様に考え、後で健康保険に切り替えやすいように様式第5号ではなく様式第7号(1)を用意し、一旦治療費は会社で全額立て替えておくつもりでいたが、皮膚科の受付で「会社が認めていれば用紙を受け取りますが、この用紙ではなく5号用紙を持ってきて欲しい」と言われ、面倒くささを感じ健康保険証を使用したらしく、本人の意向により請求せずに終わった。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp